

## 高知城周辺広告景観形成地区

### 第1 広告景観形成地区の名称及び指定区域

- 1 名称 高知城周辺広告景観形成地区
- 2 指定区域 高知市丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、永国寺町、追手筋二丁目及び本町五丁目の各一部で別図に示す区域

### 第2 地区指定の主旨

高知城は、本市の中心に位置し、歴史的及び文化的価値が高く、市民に親しまれてきたシンボルである。高知城の眺望及び高知城周辺の景観は、将来に引き継ぐべき市民共有の財産であり、本市の個性的で魅力のある都市景観の形成において極めて重要な役割を果たしている。

そこで、高知城の眺望及びシンボル性を保全し、都市の発展と景観が調和したまちづくりを目指すため、広告景観形成地区を指定するものである。

### 第3 広告物等の表示又は設置に関する基本方針

- 1 広告物等の掲出は、高知城からの眺望及び高知城への眺望の確保に努める。
- 2 高知城周辺の格調高い景観との調和に配慮したデザイン、掲出方法とする。

### 第4 表示又は設置を禁止する広告物等

- 1 広告旗
- 2 電柱等利用広告物等

### 第5 広告物等の形状等及び位置その他に関する事項

- 1 広告物等の形状、面積、色彩、意匠及び素材
  - (1) 規模は、統一が図られた美しい広告景観が形成されるよう配慮する。
  - (2) 色彩は、地色については彩度の低い色彩となるよう配慮し、また、全体として彩度の高い色彩を使用する面積の割合を低くするよう努める。
  - (3) 電光表示板、LED表示板等は、高知城周辺の景観との調和を図ることが困難な広告物等であるため、設置しないよう努める。
  - (4) 奇抜なものや安易な仕様のものは設置しない。
- 2 位置その他
  - (1) 設置位置は、高知城からの眺望及び高知城への眺望に配慮する。
  - (2) 敷地内独立広告物等は、乱雑な配置を避けるため、集合化に努める。

### 第6 許可の基準

- 1 条例第12条第4項前段の規定による許可の基準は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項の許可の基準に規定していない広告物等については、一般規制規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときにこの区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は設置に関する禁止又は制限の規定をいう。）による。
- 3 第1項の許可の基準が一般規制規定の規制を強化するものである場合は、当該基準を適用し、この許可の基準が一般規制規定の規制を緩和するものである場合は、一般規制規定を適用する。

### 第7 総量規制に関する事項

建物の壁面に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、表示する壁面の面積の10分の1以下とする。

### 第8 適用除外に関する事項

- 1 第3に適合する広告物等であって、次に掲げるものについては、第4及び条例第12条第4項前段の規定は、適用しない。ただし、第1号及び第8号に掲げる広告物等については、

高知市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第88号。以下「規則」という。）第7号様式に規則第5条第2項の書類を添付し、市長に届け出たものに限る。

- (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもの
  - (2) 公益のため表示し、又は設置するもので、市長が認めるもの
  - (3) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置するもので、規則第11条第3項で定める基準に適合するもの
  - (4) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、規則第11条第5項で定める基準に適合するものであり、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は4平方メートル以下のもの
  - (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条の許可を受けて設置する道標又は案内板
  - (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則第11条第6項で定める基準に適合するもの
  - (7) 建築物又は建築物の敷地内に表示し、又は設置される旗、のぼり類のうち、表示内容が、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）第1条に規定する国旗又は社旗等であって、規則第6条第1項に規定する許可の基準に適合するもの
  - (8) 短期間の催物のために表示し、又は設置するものであって、次に掲げる事項を全て満たすもの
    - ア 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）を表示するもの
    - イ 表示期間が30日以内であるもの
    - ウ 表示又は掲出する場所又は施設の管理者（管理者がない場合にあっては、その所有者）の承諾を得ているもの
- 2 この広告景観形成基準第3から第7までの規定及び規則第6条第1項に規定する許可の基準に適合しているもので、広告物等の縦及び横の長さがそれぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積が4平方メートル以下のものは、条例第12条第4項前段の規定は、適用しない。

## 第9 手数料の免除

高知城周辺広告景観形成地区においては、条例第57条第3項第2号の規定に基づき、広告物等についての許可の手数料を免除する。

## 第10 経過措置に関する事項

条例第21条の規定による。

別表（第6関係）

広告物等の種類	許可の基準
すべての広告物等 (共通事項)	<p>1 地盤面から広告物等の上端までの高さは、10メートル以下であること。ただし、次に掲げる事項を全て満たすものを除く。</p> <p>(1) 自己の名称、商標及びビル名称等を、建物の1壁面に対し1箇所表示するものであること。</p> <p>(2) 壁面又は壁面と同色同素材のものに文字、数字又は商標を表示するものであること。</p> <p>(3) 縦の長さは3メートル以下であり、かつ表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 自家用広告物等（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。）であること。</p> <p>3 地色にけばけばしい色を使用せず、かつ、表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用しないこと。（適用除外となる広告物等を除く。）</p> <p>4 照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は点滅及び回転しない構造であること。（車両等の出入り時のみに点滅及び回転するものは除く。）</p> <p>5 ネオンサインを使用しないこと。</p> <p>6 建物利用広告物等の上端の高さは、建築物の最高の高さを超えないこと。</p>
広告幕等	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 同一の表示内容は1壁面につき1基以下であること。</p>
屋上広告物等	<p>1 自己の名称、商標及びビル名称等を、建物の1壁面に対し1箇所表示するものであること。</p> <p>2 壁面又は壁面と同色同素材のものに文字、数字又は商標を表示するものであること。</p> <p>3 縦の長さは3メートル以下であり、かつ表示面積は10平方メートル以下であること。</p>
突出広告板等	<p>1 建物その他の工作物からの突き出し幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 1壁面に1列であること。</p>
壁面等広告物等	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 広告物等を表示し、又は設置する壁面について、同一の表示内容は1基であること。</p>
敷地内独立広告物等	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 集合広告物等（複数の広告物等で構成される広告物等をいう。）に</p>
野立て広告物等	<p>あつては、前項の規定にかかわらず、広告物等の表示面積は一面につき10平方メートル以下であり、かつ、1基の表示面積は20平方メートル以下であること。</p>

備考 一の広告物等が、複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の基準に適合しなければならない。

区域図  
S = 1 : 3,000

江の口川

丸の内高等学校

高知県警察本部

追手前高等学校

城西公園

高知城

追手前小学校

県庁

高知県庁  
西庁舎

地方裁判所

高知市役所

凡例  
高知城周辺広告景観形成地区

